

○大学私費外国人留学生授業料減免内規

平成14年9月20日

制定

(目的)

第1条 本制度は、海外指定校から推薦を受けて入学した私費外国人留学生で経済的理由により修学が困難な者の経済的負担を軽減し、もって修学を奨励することを目的とする。

(対象)

第2条 授業料減免の対象となる者は、海外指定校から推薦を受けて学部及び大学院の正規課程に入学を許可された者で、経済的理由により修学が困難であると認められた者とする。

(減免)

第3条 減免額は次のとおりとする。ただし、この内規改正以前に入学した者については改正以前の内規を適用する。

(1) 学部私費外国人留学生については、各学期の50%。

(2) 大学院私費外国人留学生については、各学期の30%。

2 学業、性行等の状況により、適格性を欠いたと認められたときは、減免の資格を取り消す。資格の取消しは、国際オフィスセンター長が、国際オフィス委員会に諮り審議し、学部生においては各学部教授会の議を経て、大学院生においては各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

3 再び適格性を認めたときは、減免の資格を回復させることがある。資格の回復は、国際オフィスセンター長が、国際オフィス委員会に諮り審議し、学部生においては各学部教授会の議を経て、大学院生においては各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(選考及び申請)

第4条 授業料減免の選考については、国際オフィス委員会及び各学部教授会又は各研究科委員会の審議を経て、予算の範囲内で学長が決定する。基準については別途定めるものとする。

2 授業料減免を受けようとする者は、所定の申請書及び添付書類を国際オフィスセンターに提出しなければならない。

(期間)

第5条 減免の期間は、学部生においては最長で8セメスターまでとし、大学院生については修士及び前期課程は最長で4セメスター、後期課程は最長で6セメスターとする。ただ

し、両者とも休学期間を除く。また、大学院長期履修生については、その履修期間とする。

(財源)

第6条 減免の財源は経常経費をもってこれに充てる。

(減免方法)

第7条 減免は学費を納入する際、当該学期の授業料から学部については50%、大学院については30%を減ずることによって行う。

(事務分掌)

第8条 本制度に関する事務は国際オフィス部国際オフィスセンターにおいて行う。

(改廃)

第9条 この内規の改廃に当たって学長は、各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 本内規は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成14年秋期入学生から適用し、それ以前の入学生については従来の内規によるものとする。
- 3 従来の内規は、その内規により減免を受けた者が卒業した年度をもって廃止するものとする。

附 則

- 1 この内規改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この内規の改正に伴い、平成6年7月18日に制定された「京都学園大学私費外国人留学生授業料減免内規」は廃止する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。(減免率改正、取消手続他)

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。(減免方法)

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。(授業料減免の資格の回復)
- 2 本内規条項中の接続詞については、規則等の区分及び制定等細則第3条第1項に定めるとおりに修正する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(授業料減免の目的、対象、選考、申請等)

附 則

- 1 本内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 32 年度（新元号 2 年度）春期入学生から適用し、それ以前の入学生については従来の内規によるものとする。
- 3 従来の内規は、その内規により減免を受けた者が卒業した年度をもって廃止するものとする。(対象者の変更に伴う改正)